

公民館の建築等に活用できる財源等

1 地方債・交付金

○一般事業

【概要】 公民館の設置等、一般財源をもって措置することが困難な事業を対象。地方債の対象となる事業のうち、他の事業項目で措置されない事業が対象

【充当率】 市町村 おおむね75%

○合併特例事業

【概要】 平成18年3月31日までに合併した市町村が、合併後の10年間で市町村建設計画に基づいて公民館を整備する場合に対象

【充当率】 市町村合併特例事業（合併特例債）95%

【元利償還金に対する交付税措置(平成16年度許可債)】 元利償還金の70%を後年度基準財政需要額に算入

○公共用地先行取得等事業

【概要】 公民館の設置に先立って用地を取得する事業であり、原則として起債許可申請年度以降10年度以内に設置する場合に対象

【充当率】 対象事業費の100%

2 国の補助金等

○電源立地地域対策交付金（資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課） (文部科学省研究開発局開発企画課立地地域対策室)

【概要】 発電用施設の立地地域・周辺施設で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付

○防衛施設周辺民生安定施設整備事業（防衛施設庁施設部防音対策課）

【概要】 防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合、地方公共団体が、その障害の緩和に資するために行う生活環境施設等の整備に対して交付

○強い林業・木材産業づくり交付金（林野庁木材利用課）

【概要】 多数の利用者が訪れ、展示効果やシンボル性が高く、木材利用の拡大に向けた地域への波及効果が期待できる公共施設を地域材を用いてモデル的に整備する事業に対して交付

○地域住宅交付金（国土交通省住宅局総合整備課）

【概要】 地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。計画に基づく公的賃貸住宅等の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策の推進に関する事業に対して交付

○まちづくり交付金（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）

【概要】 市町村が作成した都市整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象

3 公益法人の助成金

○コミュニティセンター助成事業（財団法人 自治総合センター）

【概要】 市(区)町村やコミュニティ組織などが行う多目的な総合施設(コミュニティセンター)の建設整備に関する事業に対して助成

【助成率】 総事業費の5分の3以内に相当する額で、限度額1,500万円

施設の耐震化について

平成18年1月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正等に伴い、地方公共団体は、公共建築物の耐震診断を速やかに行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきこととされました。

○住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省住宅局建築指導課）

【概要】 地震の際の建築物の倒壊等による被害の軽減を図るために耐震診断、耐震改修等に助成

○公共施設等耐震化事業（消防庁国民保護・防災部防災課）

【概要】 防災拠点となる公共施設等の耐震化事業のうち地方単独事業が対象

【充当率】 おおむね90%

【交付税措置】 元利償還金の50%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入

このパンフレットについてのお問い合わせは

文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

電話 03-5253-4111(内線3284) FAX 03-6734-3718